

## 第26回熊本地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時等

#### 1 日時

平成24年5月23日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

熊本地方裁判所大会議室

#### 3 出席者

(委員) 箆島一也, 高山悦子, 佐藤善衛, 高橋慶明, 立石邦子, 難波孝一(委員長), 西村まりこ, 増田隆久, 森元末光, 山崎広道, 横田健一(五十音順)

(参列者) 刑事部裁判官, 事務局長, 刑事首席書記官, 事務局次長, 刑事次席書記官, 刑事訟廷管理官

(庶務) 総務課長, 総務課課長補佐, 庶務係長(書記)

### 第2 議事概要

#### 1 開会

#### 2 熊本地方裁判所長あいさつ

#### 3 新任委員の紹介

#### 4 テーマ

「裁判員裁判の現状と今後の課題について」

#### 5 意見交換

意見交換に先立ち, 刑事部裁判官が「裁判員裁判制度のあらまし」, 刑事首席書記官が「統計から見た熊本地裁における裁判員裁判の現状」について, それぞれ説明した後, 刑事部裁判官が今回のテーマの「裁判員裁判の現状と今後の課題」について説明した。

主な意見は次のとおり

(地裁委員)

裁判員が選任される際の説明の中で、裁判員候補者名簿は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された人の中から1年分まとめて作成されるということでしたが、それは中央で一括して作成されるものなのでしょうか。それとも各地方裁判所単位で作成されるものなのでしょうか。

(裁判所)

選挙人名簿自体は各市町村の選挙管理委員会に備え付けられています。

具体的な手順としては、各地方裁判所が来年1年間に何人分の名簿が必要かを考えます。名簿に登載する人数は、裁判員対象事件の取扱状況等を勘案して算定します。

その上で、管轄区域の各市町村の選挙管理委員会に各市町村の人口割合で裁判員候補者数を割り当て、その数を同選挙委管理委員会に通知します。割当数の通知を受けた同選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から割当数に応じた人数をくじで選んだ上で、裁判員候補者予定者名簿を作成して各地方裁判所へ送付します。

各地方裁判所は、選挙管理委員会から送付を受けた裁判員候補者予定者名簿に基づき、裁判員候補者名簿を作成します。

この名簿に登載された方には、毎年11月ごろに名簿に登載された旨を一斉に通知します。全国に一斉かつ大量に発出することから、この部分については、コスト面を考慮して中央から一括して送付しています。

(地裁委員)

同じく裁判員が選任される際の話ですが、同じ人が複数回選ばれることがあるのでしょうか。

(裁判所)

一度裁判員候補者として裁判員の選任手続に呼出しを受けた方は名簿から削除されることになるため、再度裁判員の選任手続に呼び出されることはありません。

せん。しかし、同じように呼出しを受けた方で、例えば、この期間だけは多忙のため裁判員を辞退したい旨の申出をされ、裁判所もその申出を相当と判断した場合には、名簿から削除されずに残ることから、別の機会に再度裁判員候補者として裁判員の選任手続に呼出しするということはあり得ます。

それから、複数年にわたってということであれば、くじに当たるかという問題ですから、人によっては、平成21年に裁判員候補者となった方で、平成22年にも裁判員候補者になった方もおられるようです。

ただし、お一人に負担が偏ることを防止する観点から実際に過去5年以内に裁判員又は補充裁判員であった方は、裁判員法で辞退事由として認められます。

(地裁委員)

プロの裁判官として、この裁判員制度の感想や評価についてお話しいただきたい。

(裁判所)

私はこれまでに何十件か裁判員裁判を担当させていただいておりまして、個別具体的な事件について個人的な感想というのはもちろん持っておりますが、それは評議の秘密等もありましてお話することはできません。しかし、全般的な感想といいますと、裁判員の方のアンケート結果の報道とそれほど変わらないのではないかと考えています。

それはどういうことかと言いますと、実際に裁判員の方々と議論してみますと、色々な意見が出され、その中には自分が考えたこともなかったような意見で、新たに考えさせられるようなこともあり、実際それが判決の中に反映されていく、刑がどれくらい変わるかということは別にして、例えば、判決の理由の中で、こういう視点で考えるとこうなるというような視点が導入されるといった形で判決文の中に取り込まれてくることもありました。そういった形での変化を感じているところです。

裁判員の方々がいい経験であったと述べられている反面、我々も良い経験と

なっているというのが全体的な感想です。

( 裁判所 )

私は10件の裁判員裁判を担当させていただきましたが、せっかくの機会ですから、同じく評議の秘密等に抵触しない範囲でお話したいと思います。

事件としては、殺人の事件です。非常に若いお母さんが産み落としたばかりの赤ん坊を死なせてしまったという、えい児殺といわれる類型の事件です。

このお母さんには周りに助けてくれる人もいなくて、産み落としたばかりの赤ん坊を世話することなく、結局は死なせてしまったという事件です。

審理に立ち会う前、こういう事件について裁判員の方々と議論するとどのような結論に至るのだろうか、と考えていました。というのも、殺人事件の中でもえい児殺は、他の殺人の事案と比較して非常に軽い量刑がなされることが今まで多かったからです。

人の命を奪うということですが、このような事案の場合には背後にいろいろな事情がある場合が多かったからです。それゆえ、非常に軽い量刑がなされることが多かったのですが、こういった事案に一般国民が加わることで、その傾向に変化があるのか関心を持っていたところです。

具体的な評議の内容を申し上げることはできませんが、結論としては、これまで私ども裁判官だけでやってきた量刑と大きく変わらないものでした。

ただ、結論に至るまでに話し合ってきた中で、普段執務の中で「当たり前」として言語化してこなかった部分についても、改めて考えさせられる、自分の判断は本当に正しいのだろうか、正しいということを人に説明できるのだろうか、ということについて考えさせられる場面が多く、裁判官として「初心に帰る」ということを毎事件毎事件思い起こさせる裁判となっています。

( 地裁委員 )

これまでの刑事事件についての一般的な感想として、加害者についての人権であるとか、社会的更生に対して配慮される一方で、被害者への配慮について

は必ずしも十分ではなかったのではないかと感じていました。例えば、強姦致傷等のような事件の場合の身体の傷だけでなく、心に負った傷の大きさを考えると、今までの量刑が果たして相当であろうかと感じていました。

裁判員裁判の新聞記事等で、性犯罪事件については、裁判員裁判の方が量刑は厳しくなっている傾向があると掲載されており、正直なところ「やっぱりな。」と感じていました。もちろん事件の種類によっても異なるのですが。

同じように、例えば、法定刑で死刑に当たるような事件についても、厳罰化の方向に進むのかどうかについて関心を持っているところです。

(委員長)

性犯罪については、少し厳罰化の傾向があるようですが、他の種類の事件についてはどうでしょうか。殊に、死刑のような重い法定刑が定められている強盗殺人のような事件ではどうなっているのかという質問のようですが、いかがでしょうか。

(裁判所)

殺人事件では、執行猶予について、裁判員裁判制度導入当初増えていましたが、その後増減があり、最終的には一定の増減傾向があるわけではないようです。

また、無期懲役、死刑の割合について、これまでのところ裁判員裁判開始前後で量刑にそれほど大きな差は見られないようです。

これはなぜなのかという点について、今後分析する必要があるとは思いますが、強姦致傷や強制わいせつ致傷などのような性犯罪の事案では、犯行が正当化されるような理由があることが非常に少ないのに比べ、殺人等では、被害者側にも何らかの落ち度等が相当程度ある場合もあります。例えば、家庭内で日々暴力を受けている中で耐えきれなくなって殺害行為に及んだり、長年ずっと寝たきりの介護を続けてきたけれども、介護疲れからどうしようもなくなったの殺人のように、被告人の側にも同情すべき理由がある事案も相当程度含ま

れていることから、必ずしも一方的に被告人が悪くて、被害者が可哀相であるというような形ばかりではないことも影響しているのかもしれませんが。どういう事案の場合にどういう量刑がなされているかについては、個別に事案を分析してみないと分からないところがあります。

ちなみに、強姦致傷の類似事件として、強制わいせつ致傷についても厳罰化の傾向が見られるとされています。執行猶予の割合が増えている事案としては、強盗致傷がありますが、これもどうして増えているかについては、もう少し詳しく事案を見てみないと理由は分かりません。

(委員長)

性犯罪については、厳罰化の傾向があるのですけれども、新聞等では強姦致傷の事件が裁判員裁判として起訴されている事案が減ってきているという記事がありました。これは裁判員裁判が理由かどうかは分かりませんが、減ってきているようです。

裁判員裁判が始まる前、熊本地裁では、年間41件起訴されることを想定していましたが、今年に至ってはまだたった1件しか起訴されていない。治安が安定している結果であれば喜ばしいことではありますが、41件が1件というのは、あまりに少ないので、その原因はどの辺にあるのだろうかと考えています。

ほかにありますか。

(地裁委員)

具体的な事件について、どの事件を裁判員裁判として審理するかどうかはどこで決めるのでしょうか。

(裁判所)

裁判員裁判の対象事件は裁判員法で規定されています。殺人罪など死刑又は無期懲役に当たる事件など非常に重い法定刑が定められているものや、傷害致死のような、わざと暴力を加えることで結果人が死亡してしまったような事案

などがあります。

(地裁委員)

そういう事案であれば，裁判所で選別することなく，すべて裁判員裁判で審理されることになるのですか。

(委員長)

刑事事件の場合，警察が捜査をして，検察官がさらに捜査をした上で起訴するかどうかを決めます。検察官が裁判員裁判として起訴することで裁判員裁判が始まることとなります。

例えば，検察庁が強盗致傷罪として起訴した場合，これは裁判員裁判の対象事件となりますが，検察庁で調べたところ，これは傷害罪と窃盗罪だと判断して起訴した場合，裁判員裁判の対象とはなりません。同様に，強姦致傷罪として起訴された場合には裁判員裁判の対象事件となるどころ，強姦罪だけの場合には裁判員裁判の対象事件とはなりません。結局は起訴をするかどうかというのは検察庁の方で判断するということとなります。

(地裁委員)

先ほどの統計関係の説明の中で，自白事件の平均審理期間について，平成22年，23年と熊本は全国平均よりも2か月前後短くなっていましたが，そのために何か工夫されているところがありますか。

(裁判所)

起訴の件数が想定していた数からすると比較的落ち着いていることもあり，1件1件に集中して事件処理ができていることから，結果として現在のところうまくいっているという面はあるかも知れません。これを今後とも続けていきたいと考えています。

(委員長)

検察庁も手持ちの証拠を早めに関示するよう努力して，弁護士の方も早期に争点を絞った審理をしようということで，裁判所，検察庁，弁護士会がよく協

議をしながら審理の在り方というものについて検討会を実施しています。そういった努力の成果も現れている面もあるのではないかと考えています。

(地裁委員)

裁判員裁判は制度としてよりよい仕組みとなるように育てていく必要があると考えられるが、そのためにはいくつか課題があろうと思われれます。

例えば、裁判員の負担感という面で守秘義務が厳しすぎるとか、分かりやすさの裏返しで何か犠牲にされているものはないか等、みんなで議論すべきテーマについて、見直しの検討会のようなものが用意されているようですが、それはどのように進んでいて、どういう方向性なのか、何かしらの情報はありますか。

(裁判所)

裁判員法の所管官庁が法務省となっていて、最終的には政府で見直し等について御審議いただくために、法務省で裁判員制度に関する検討会等において議論されていると理解しておりますが、私どもで何か報道を超える情報を持ち合わせてはおりません。報道や法務省の検討会での公表資料によりますと、今まさに見直し等についての論点出しがされており、先ほど御指摘のありましたように、守秘義務の緩和や対象事件の範囲についても論点とすべく議論されているようです。

(委員長)

私も特別な情報は持っていません。しかし、熊本でも4月17日に裁判員経験者との座談会を開催したところですが、その際にも裁判員経験者に対して、「守秘義務についての負担感はありませんでしたか。」と本当に率直にお尋ねしたところ、熊本での裁判員経験者との座談会の中では「負担感はありませんでした。」とのお答えでした。また、マスコミの方からの質問で、例えば、「死刑判決がありうる裁判において裁判員に選ばれた場合、裁判員をやりますか。」との質問に対しては、「やります。」とのお答えでした。それから、分



かりやすさの点について、例えば、「証拠について警察や検察で作成した書類を朗読されるのと、証人に法廷に来てもらってしゃべってもらうのとではどちらが分かりやすかったですか。」との質問に対しては、「法廷で証人に出頭してもらって実際にしゃべってもらった方が分かりやすかったです。」という意見が出ていました。熊本では人数が少ないけれども、こういった反応がありました。が、3年経過してある程度集積ができたところで、今後どうするかという点については、中央レベルでの話になるのだらうと思います。

(地裁委員)

裁判員経験者との座談会ということですが、こういう機会は年度で何回か設けられているのですか。

(委員長)

設けています。今年は4月17日に実施し、次回を9月14日に設定しています。4月の座談会は、昨年3月4日から今年の2月3日までの間に裁判員を経験された方を対象として実施しましたが、9月の座談会は、2月4日から5月25日までの間に裁判員を経験された方を対象として実施する予定です。このような経験者との座談会は、今後とも年2回程度は実施していこうと考えています。

(地裁委員)

裁判員経験者だけでなく、裁判員裁判の分かりやすさ等について、広く国民全体からの意見を聴取する取組はありますか。

(裁判所)

報道各社で何社か実施していることは承知していますが、裁判所としてはやっていません。

(地裁委員)

裁判員候補者名簿に登載された後、裁判員等選任手続期日の6週間前までに呼出状や質問票を発送することになっているとのことですが、呼出状や質問票

の送付を受けた裁判員候補者の反応について、3年前の裁判員制度導入当初から現在までの間で違いはありますか。

(裁判所)

大きく変わったという実感はありません。

また、質問票自体は、裁判員になれない事情などを尋ねることを内容とするものであるため、裁判員制度に対する意識についての変化は質問票の内容からは読み取れない部分もありますが、裁判員になることについて辞退を求める場合の質問票の記載としては、仕事が忙しいとか、小さい子供の養育や親の介護などが圧倒的で、制度に対する反対を理由とする方は、皆無ではないものの極めて稀という状態です。

(地裁委員)

裁判員に選ばれた方の中で、偏った考えの方はいらっしゃったのでしょうか。

(裁判所)

裁判員になれない類型として、「不公平な裁判をするおそれがある」というものがあります。それは、法律のルールに従って審理をし、法律のルールに従って最終的な判断をすることができないことをいうと解釈されています。

例えば、現行刑法では死刑という刑罰が定められていますが、いかなる事件、事案であっても、絶対に死刑の判決はしません、というような方がいらっしゃったとすると、法律に従った判断ができないと判断されることが考えられる一方で、どのような考え方をされる方であっても、法律に従った判断ができるということであれば、国民の代表として裁判員に入っていて、議論をする中で法律に従って判断していくことになります。

(地裁委員)

先ほど、強姦致傷の件数についてお話がありましたが、今年の初めころ、日本弁護士連合会でも性犯罪事件について起訴率が落ちているとの報告がありました。起訴率が落ちた理由として厳罰化の影響があるのかもしれないという報

告がありました。裁判員制度が始まる前，弁護士会でも県内各地に広報活動に赴いた際の説明として，裁判員裁判対象事件として，全国で年間3000件，熊本でも年間40件くらい予想されるような話をしてきたような記憶があります。それからすると，予想された件数からして実際に起訴された件数が余りに少ない。性犯罪の厳罰化の影響と思われる状況が熊本にもあるのでしょうか。

(委員長)

起訴率の話であれば，次席検事にお尋ねするのが一番ですが，あいにく今日は次席検事が欠席です。おっしゃるように，全国的に見ると，予想していた件数の半分程度で，熊本でも半分以下となっています。

(地裁委員)

資料の裁判員裁判の終局結果のところでは，「その他」とあるのは，どのようなのでしょうか。

(裁判所)

主なものとして，例えば，少年事件であって，有罪であるけれども刑を言い渡さずに家庭裁判所に送致して，家庭裁判所での保護処分が相当との判断がなされた場合の終局結果は「家裁への移送」となり，公判中に被告人が死亡した場合には「公訴棄却」となり，別の裁判所に係属する別の事件と併合して別の裁判所で審理することになった場合には，別の裁判所への「移送」となるように有罪，無罪に当てはまらないものを「その他」としているものです。

(地裁委員)

審理の中で，OA機器の導入により見やすさは向上したと考えられる一方で，プレゼンテーションスキルのレベルの差により，判断に影響が出たりしないのでしょうか。

(委員長)

検察庁は裁判資料の作成に当たっても組織的に作成されるのに対し，弁護士については，弁護士それぞれが作成します。弁護士会には，刑事弁護委員会と

というのがあり、委員会活動の一環として裁判員裁判の検証を行い、プレゼンテーションについても改善を進めていると聞いていますが、実際のところはどうでしょうか。

(裁判所)

一般的な傾向として、検察庁側は組織的に裁判資料を作成することから見やすいものが出される一方で、弁護士側は個人レベルで作成することから色々な場合があります。

実際のところ、必ずしも視覚に訴えることがいいとは限らないと思っています。例えば、ある事件では、弁護士の方が最終弁論の中で、プレゼンテーションソフトを一切使用することなく、書面を持つこともなく、裁判員の顔を順番に見ながら約20分に亘って滞ることなく訴えかけるようにお話になられた事件がありました。これが判決にどう影響したかは言えませんが、工夫の仕方として、視覚に訴えるだけが全てではないという事案ではなかったかと思います。

総じて、検察庁からはかなり決まった形で資料が提出される一方で、弁護士からは様々な形で提出されてくる。視覚に訴える手法が功を奏するかは事案にもよるのではないのでしょうか。

## 6 次回のテーマ

DV（配偶者暴力等）事件について

## 7 次回開催期日

平成24年11月28日（水）午後1時30分